

予算科目早見表

	交付対象となる経費	交付補助対象とならない経費	備考
報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師料、出演料 *積算基準については自治振興事務所へお問い合わせください。 *個人へ謝礼を払う場合は、源泉徴収を忘れないようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師料、出演料以外（団体の構成員に対する謝礼は対象外）の経費 	※1
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師等の交通費や宿泊費 ・公共交通機関利用は、実費 ・自家用車、タクシー利用は、1 km あたり37円で計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体構成員に支払われる交通費や宿泊費 ・事業参加者の交通費や宿泊料 	
消 耗 品 費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資料やパンフレット等の用紙代、封筒、文房具、種子の購入費など 備品購入費との区別 ・判断しがたい場合は、単品の購入予定価格が1万円未満のものは消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる行事の賞品、記念品 	※2
燃 料 費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントでのプロパンガス等使用料 ・事業遂行上必要な、農機具等の燃料代 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の施設におけるガス、灯油 ・団体構成員が使用する車のガソリン 	
食 糧 費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師等の食事代 (1食あたり700円以内) ・会議や作業における参加者のお茶代 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体構成員や、イベント参加者への食事、茶菓子代 	
印 刷 製 本 費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資料やパンフレット等の印刷、コピー代や実績報告書、成果報告用資料や写真代 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者に配布する為の記念写真代 ・高額な装丁をした報告書の印刷代 	※2
光 熱 水 費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントで使用した電気料や水道料 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の施設における電気、水道料 	
修 繕 費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に使用する備品等の修繕料 		※2
通 信 運 搬 費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する郵送料や宅配料 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の施設における電話、通信料 	
保 険 料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等開催の場合の参加者用傷害保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険、地震保険、車両にかかる保険の保険料 	
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・支払時の振込手数料など 		
委 託 料	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識や技術を要する業務の外部委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体で実施可能な業務の委託 ・団体の構成員が所属する企業への安易な委託 	

	交付対象となる経費	交付補助対象とならない経費	備考
使用料及び賃借料	・会議室、施設、器具やバス等の借上料	・団体が所有している施設等の使用料や借上料	※2
工事請負費	・工事請負契約による土地や工作物の造成、製造等	・団体で実施可能な業務の請負	※3
原材料費	・工事や製造等に使用する土、セメント、間伐材や苗木代 ・料理教室、イベントで使う食材費	・飲食が主たる目的である場合の食材費	※2
備品購入費	・1年以上その形状を変えずに使用できるもの 消耗品費との区別 ・判断が難しい場合は、単品の購入予定価格が1万円以上のものは備品購入費		※2

※1 見積書、又は事前の相談が必要です。

※2 同じ業者から購入する場合で、消費税を含む合計金額が1万円以上の場合1者以上、10万円以上の場合2者以上の見積書が必要です。(2者以上から徴収する場合の見積書は同じ条件のものとしてください。)

※3 同じ業者へ発注する場合で消費税を含む合計金額が10万円未満の場合1者以上、10万円以上の場合2者以上の見積書が必要です。(2者以上から徴収する場合の見積書は同じ条件のものとしてください。)

【その他地域活動交付金の対象とならない経費】

- ① 団体の事務所等を維持するための経費
- ② 施設、設備等の維持管理費
- ③ 用地取得費
- ④ 領収書等の支払が明確にできない経費
- ⑤ その他市長が社会通念上適切出ないと判断する経費

◎見積書が必要な経費

区分	同じ業者からの見積合計額 (消費税を含む額)	見積業者必要数
工事請負費 委託料	10万円未満	1者以上 (団体の構成員が所属する業者の場合は2者以上)
	10万円以上	2者以上
報償費 消耗品費 印刷製本費 修繕料 使用料及び賃借料 原材料費 備品購入費	1万円以上10万円未満	1者以上
	10万円以上	2者以上